

## 【反対討論】 議案第58号 特定事業契約について

議案第58号特定事業契約について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先日、市内の幹線道路を車で走っていたところ、スピード違反の取り締まりがされていて、違反きっぷを切られてしまいました。目的地まで急いでいたので、制限速度を10km以上オーバーして走っていたのかもしれませんが、しかし、ほかの車も同じくらいのスピードで走っており、問題ないのではないかと掛け合ってみましたが、警察には受け入れてもらえませんでした。

みなさん、どのように感じましたか。

これは、僕の実体験ではなく、本定例会の初日における、債務負担行為についての質疑への西尾市の対応を比喻したものです。

債務負担行為の執行力は、設定年度に限られるため、債務負担行為を取り直す必要があるのではないかと尋ねたところ、他の自治体でも見受けられることであり、問題ないというのが、その時の市の見解でした。

しかし、総務省の見解は、「明らかに違法とはいえないが、適切ではない」でした。つまり、違法なわけです。

一連の契約手続きにおける不適切な点を指摘された以上、これまで以上に手続きの適正に気をつけながら進めていくのが、行政機関としての責任ある姿勢だと考えられるところ、現在の西尾市は、スピード感ばかりを重視しています。

このことについて、具体的に反対の意見を申し上げます。

まず1点目。債務負担行為の執行力が設定年度に限られることにより、効力を失った債務負担行為に基づいて行われた仮契約の効力には、疑義が生じます。そして、契約手続きに瑕疵が生じていること自体は、市も認めているところであります。ちなみに、「瑕疵」は法律用語なので、「不備」というような意味で文脈上とらえていただければと思います。

契約議案を取り下げ、債務負担行為を設定し直した後で、仮契約を改めて締結し、その後、契約議案について審議する手続きであれば、効力についての疑義が生じることはなく、この

点について、誰も文句は言わないはずで。

それを、議会の議決が得られれば、さかのぼって契約上の瑕疵が治癒するから問題ないという姿勢は、きわめて不誠実ではないでしょうか。

先の交通違反の件で例えるのであれば、交通ルールにこれまで以上に気をつけて運転しようという姿勢よりも、違反をもみ消してくれるのであれば、その権限を持つ人をお願いしようと言っているようなものです。

「公」の機関がこんな姿勢では、市民からの信頼はますます失墜してしまうものと思われま。

2点目。今回の仮契約では、給食センターとエクストリームパークが「いったん」外れ、実現に向けて協議を継続していくという形式になっています。

給食センターは、公共施設再配置第1次プロジェクトにおける大きな柱であり、これが最終的に外れる場合には、本来、事業全体について事業者の再募集をする必要があるということは、市も認めているところです。これを、「いったん」外すという形にし、給食センターとエクストリームパーク以外の事業について契約を締結してしまえば、協議が整わずに給食センターが最終的に外れることになったとしても、先に契約してしまった内容については有効で、その部分の事業は進んでいくとのこと。

このやり方を良しとしてしまうと、「いったん外す」というテクニックを用いることで、出来レースのような意図的な不正すらできてしまい、PFIの信頼性自体を大きく揺るがしかねないやり方だと考えています。

市の見解では、法律的には問題ないとのことですが、法律的に問題なければそれでよいということであれば、当時の東京都知事であった舛添要一氏は、辞職する必要はなかったはず。適法か否かという法律レベルでの議論とは別に、適切か否かという社会的妥当性のレベルでも議論すべき内容です。

給食センターについての結論を得たうえで、仮契約を締結することが最も適切な手続きであり、行政機関としての公平・公正な責任ある姿勢ではないでしょうか。

市は、先の企画総務委員会において、このような意見が出てくることを承知のうえで、いち早くサービスを提供したいからという理由で、今回のような形式での契約となった旨答弁しています。

これは、「信頼」と「スピード」を天秤にかけたときに、「信頼」よりも「スピード」を重視しているということです。

確かに、「官」と「民」が連携して行う事業について、民間事業者からの要望として、もっとスピード感を持って進めてほしいという意見は一般論として少なくありません。このこと自体は、僕自身も承知しています。

しかし、だからといって、「公」としての信頼を犠牲にしてしまってよいものなのでしょうか。

「信無くば立たず」という格言があります。これは、中国の思想家である孔子の言葉や行いを記した「論語」の中に出てくる一節であり、政治をおこなう上で大切なものとして、「軍備」・「経済力」・「民衆の信頼」の三つを挙げ、その中でも、最も重要なものが信頼であり、社会は政治への信頼なくして成り立つものではないということを意味しています。小泉純一郎元総理の座右の銘としても有名な言葉です。

僕もまったく同感です。ただでさえ、市民への説明や情報の公開について不十分であると多方面から指摘されているのに、それに加え、適正さを欠く契約手続きを進めていってしまっただけでは、西尾市政への信頼は大きく失墜してしまいます。

PFIを採用して行う本事業は、西尾市民や事業への参入を考えていた企業からの信頼を犠牲にしてまで、急いで進めていくべき事業ではありません。

行政がこのような進め方をしようとしている時に、権限として歯止めをかけられるのは議会だけです。

10月1日の施行を目標に進めている議会基本条例の案では、基本理念を定めた第2条第2項で、「議会は、議会及び市長の二元代表制の下、市民の代表として、自覚と誇りを持って、その負託と信頼に応えるものとする。」と謳ってあります。

先の市議会議員選挙が終わってからの3年間、西尾市議会では、議会改革に取り組んでまいりましたが、真価が問われているのが、まさに今この時ではないでしょうか。

当初は、この後、締め言葉の言葉を言って反対討論を終える予定でしたが、契約についての議案の後に、債務負担行為の議案を採決するという、意味不明な進め方にどうしても納得がい

かず、先日、内閣府のPFI推進室と、総務省の地域自立応援課地域振興室に、問い合わせをしました。

内容は、契約の議案を採決した後に、債務負担行為の議案を採決するという、この順番が適切かどうかということです。

回答はどうであったかという、適切とはいえないので、債務負担行為について先に議決を得ることが望ましいというものでした。ただし、総務省として、「こうなさい」というような指導はしないとのことでした。

PFI事業について、手続きが不適切であると指摘されたのは、本定例会だけで2度目です。適切ではないという国の見解を受け、やり直したはずの手続きが、これまた適切ではないということです。

これはいったいどういうことなのでしょう。結論を急いで、そのプロセスをおろそかにしている証拠です。完全に、手段が目的化していると思えません。

本来であれば、議案第58号について、執行部からの自主的な議案取り下げを期待するところではありますが、残念ながら、このような声に対し、真摯に耳を傾ける姿勢が見受けられませんので、議会として否決することが、一番まっとうな選択肢であると考えます。

もう一度言わせていただきます。

適切さを欠く行政運営に対して、それを事前に止められる権限を持つのは、議会だけです。国が、適切ではないという見解を持っている、現在の西尾市の進め方に対して、わが西尾市議会はどのような決断をするのでしょうか。このまま黙認してしまうのでしょうか。

それとも、本議案を否決し、国が適切だと考える手続きに乗っ取って進めていく道を選ぶのでしょうか。

行政の言いなりになるのではなく、ダメな時にはダメと言えなければ、チェック機関として、議会の存在意義は見出せません。

西尾市議会としての「自覚と誇り」を、今こそ見せようではありませんか。

この場にいらっしゃる議員のみなさんの良心を信じるとともに、ご賛同いただけることを心よりお願い申し上げます、反対討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。